

## 令和4年度常陸太田市団体旅行誘致促進助成金事業に関するQ & A

### Q 1. 申請者（助成対象者）は誰か？

A 1. 旅行業法第3条の規定に基づき、旅行業の登録を受けた旅行者です。旅行に参加する一般の方や団体は対象外です。なお、旅行者であれば、常陸太田市に事業所を有する事業者でも構いません。

### Q 2. 申請方法は？

A 2. 市が定める申請書（市ホームページに掲載あり）に関係書類を添えて、旅行催行の14日前までに観光振興課に申請してください。なお、郵送による申請も可能です。

### Q 3. 申請期間は？

A 3. 申請期間は、令和5年3月15日までとします。  
なお、予算がなくなり次第受付終了となりますのでご了承ください。

### Q 4. 申請結果については？

A 4. 結果は書面にて通知します。

### Q 5. 助成金の額は？

#### A 5. ①国内旅行の場合

市内の宿泊施設に宿泊をする団体旅行は、催行人員が20名以上で10万円です。（※連泊しても変わりません。）

日帰りであれば催行人員が20名以上で5万円です。

#### ②訪日旅行の場合

市内の宿泊施設に宿泊をする団体旅行は、バス1台あたり10万円です。（※連泊しても変わりません。）

日帰りであれば催行人員がバス1台あたり5万円です。

※市外や市内の宿泊施設以外に宿泊する場合は、日帰り扱いとします。

### Q 6. 申請できる回数は？

A 6. 1本の団体旅行につき1回とし、1事業者で申請できる回数は20回までとします。

**Q 7. 対象となる団体旅行は？**

A 7. 以下の条件をすべて満たす団体旅行です。

- (1) 催行人員が 20 名以上（添乗員，バス運転手，バスガイド等を除く）の貸切バスを利用した団体旅行であること。
- (2) 団体旅行の出発地が，本市外であること。訪日旅行の場合は，国外を発着し，往路・復路のいずれかで茨城空港を利用すること。
- (3) 団体旅行中，市内の観光施設等やイベント等，1 か所以上に立ち寄ること。
- (4) 市内に宿泊しない場合，市内飲食店で食事をすること。
- (5) 当該年度までに催行し，終了する団体旅行であること。
- (6) 申請した団体旅行毎に参加者全員に対し，市が定める当該団体旅行に関するアンケート調査に努めること。
- (7) 国，地方自治体，学校等が実施する会議，研修又は学校行事でないこと。
- (8) 団体旅行が特定の政治，宗教活動を目的とした旅行でないこと。
- (9) 他の自治体等から補助金，助成金等を交付されていないこと。
- (10) 旅行業者及び旅行参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。

**Q 8. 当日キャンセル等で 20 名を下回った場合はどうなるのか？**

A 8. 助成対象外となりますので，ご注意ください。手続きについては，市観光振興課（0294-72-8071）までお問い合わせください。

**Q 9. 市の観光施設及びイベント等とは？**

A 9. 観光施設については，西山御殿（西山荘）や竜神大吊橋，日帰り温泉，かなさ笑楽校などの各種体験施設，J A直売所，道の駅などです。  
また，イベントについては，市及び市観光物産協会が主催する竜神峡紅葉まつり，常陸秋そばフェスティバル里山フェア，里美かかし祭などの観光イベントです。

**Q10. 宿泊学習や部活の合宿は助成対象か？**

A 10. 学校行事であれば対象にはなりません。学校の行事でなく，観光施設に立ち寄る等，本助成金交付要綱の条件を満たせば，該当となります。

**Q11. 助成対象にならない団体旅行の具体例は？**

A 11. 学校行事の宿泊学習・修学旅行，国や地方公共団体及び議会等の研修視察，宗教団体の布教や会合，政治団体の政治活動のための当市来訪で，観光を目的とした旅行でないものです。

**Q12. 対象となる市内の宿泊施設とは？**

A 12. 旅館業法に基づき，営業許可を受けている市内の宿泊施設（ホテル，旅館等）です。

Q13. 団体旅行中に、常陸太田市以外の別の市町村にも立ち寄りや宿泊をしてもよいか？

A13. 構いません。ただし、市内に宿泊しなければ、10万円の助成対象とはなりません。

Q14. 申請以降に行程の変更等があったら？

A14. 以下の内容に該当するものであれば変更承認申請をしてください。

- (1) 宿泊に係る変更（有無）
- (2) 立ち寄り場所に係る変更（観光施設）

※ただし、催行日に変更になる場合には、中止承認申請を提出のうえ、お手数ですが再度、初めから申請をし直してください。

Q15. 実績報告時の宿泊を証する書類とは？

A15. 市指定様式の「宿泊証明書」に必要事項（宿泊日時、宿泊者数等）を宿泊施設に提出し、記入してもらってください。

Q16. 助成金の受け取り方法は？

A16. 実績報告書の受理後、1ヶ月程度を目安に事業者の口座に振り込みます。

Q17. アンケートはどのように実施すればよいのか？

A17. 市が用意するアンケート用紙（市ホームページに掲載）を使用し旅行参加者全員に実施し、回収したアンケートは実績報告時に市に提出してください。